



平成29年1月20日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ！津島原発訴訟第5回口頭弁論期日が行われました。また、郡山市中央公民館では、弁護団と原告団による第5回裁判集会が行われました。

第5回口頭弁論期日の報告

弁護士 鮫島 千尋

平成29年1月20日、福島地方裁判所郡山支部において、津島原発訴訟の第5回口頭弁論が開かれました。

今までと同様に午前中は、原告団、弁護団による街頭演説が郡山駅前で行われました。寒空の下、原発事故により避難を余儀なくされた被害の実情を訴えました。今までも期日のたびに行ってきた成果もあって、道行く人々の中からは声援もあり、配られたビラを手に取り熱心に読んでいる方もいらっしゃいました。



街頭演説の後、裁判所前までデモ行進を行い、被害の実情を訴えました。毎回多くの原告、弁護士により行われるデモ行進は、変わらぬ我々の強い意志の現れとして、裁判所も認識していることと思います。

第5回口頭弁論では、原告2名、弁護士3名の意見陳述が行われました。

原告の須藤カノさんは、普段お話す津島の言葉そのまま、原発事故により孫が被った被害の実情をお話していました。孫を想うカノさんの言葉には、傍聴している人だけでなく、裁判官も胸打たれたと思います。



原告の大柿誠一さんは、失明による苦難の日々、その後津島での再出発と生きがいを原発事故により奪われたことを、原稿を全て記憶した上で、お話されました。その姿には、裁判官だけでなく被告国・東電の代理人も驚きとともに聞いていたことと思います。

お二人の意見陳述の内容は、ありし日の津島での情景をありありと思い浮かび上がらせ、津島への熱い思いは、傍聴人の涙を誘いました。



弁護団からは、白井弁護士が第11準備書面の内容について、予見可能性に関する被告国の主張が不合理であることについて説明をしました。

嶋田弁護士は、第12準備書面の内容について、2002年7月以降、被告らが福島第1原発を浸水させる津波を予見できたことは、3人

の専門家証言によって裏付けられたことについて説明をしました。

大塚弁護士は、第13準備書面の内容について、原告らが被ばくしたことによる精神的損害の賠償を求める理由とその根拠について説明をしました。

弁論期日の後には、進行協議期日が別室において開かれました。ここでは、次回の法廷で上映する予定のふるさと津島のDVDについて、上映方法の検討が行われました。

裁判の期日が開かれるたびに、津島の人々の思いは、確実に裁判官に届いています。津島への変わらぬ思いを胸に、皆で一致団結して頑張っていきましょう。



第5回裁判集会の報告

弁護士 西沢 桂子

平成29年1月20日、第5回口頭弁論期日が行われ、裁判集会をミュールがくと館で行いました。

今回は、須藤カノさんの原告意見陳述を三瓶春江さんに、大柿誠一さんの原告意見陳述を佐々木茂さんに代読していただきました。

須藤カノさんの意見陳述は、親代わりになって育ててきたお孫さんが避難先でいじめに遭い、同級生と家族同然のような付き合いをしてきた津島に戻りたいという切実な願いが込められた内容でした。全国で避難者いじめが起きているという報道を見るたびに、福島の子どもたちが置かれている現状の苛酷さに心が痛みます。



大柿誠一さんの意見陳述からは、若い頃に視力を失い、それでも希望を失わず、ふるさと津島で鍼灸師として再出発し新しい人生を切り拓いていたのに、それも原発事故で奪われてしまったという悲しみ、憤りが伝わってきました。大柿さんの語る津島の風景は、とても美しい詩のようで、原発事故前の津島を知らない私にも津島の風景が容易に想像できました。

また、裁判集会の冒頭、紺野宏さんに決意表明をしていただく時間がありました。紺野さんが、津島の若手の一人として、運動会などの行事を盛り上げてきた、でもそれができなくなってしまった津島の現状を、とても悲しんでいらっしゃることが伝わってきました。私は、紺野さんの津島のご自宅を見せていただいたこともあるのですが、その際も、紺野さんは津島や自宅が原発事故のせいで荒れ果ててしまっていることを、とても悔しがっていらしたことを思い出しました。毎回、裁判集会で原告の皆さんの声を聞くたびに、私も早く元の津島を取り戻したいという思いが強くなります。

他にも、広田次男弁護士から原発を巡る全国の裁判の状況から判断される津島訴訟の意義についての報告を、大木裕生弁護士と私から原告ら代理人意見陳述の説明を行いました。



集会が終わる頃、大粒の雪が降り始めました。雪が提訴行動に重ならなかったのは、天候も津島の皆さんに味方しているということでしょう。

原発事故から6年が経ちました。3月17日には、先行の群馬訴訟（前橋地裁）で判決が出て、その後も順次、千葉地裁、福島地裁の生業訴訟などで結審・判決を迎えるようになります。先行訴訟の結果を踏まえつつ、後ろを走る私たち津島弁護団も、勝訴に向けてより一層頑張ります。



原告のこぼ～原告意見陳述の一部をご紹介します～

原告 須藤 カノさん

おらは、震災当時、長男夫婦と4人の孫と一緒に暮らしていた。

孫は、よく近所の友だちと泥んこになって山を駆けたり、友だちの家にあがりこんだりして遊んでいた。近所の人、孫を、我が子のようにかわいがっていた。いつも声をかけてもらって、笑ってのんびりと育っていた。

孫のうちの長男と次男は、三匹獅子を兄弟でやっていた。2人は、夏休み毎日、練習場所を貸してくれる庭元の家で、一生懸命練習した。

震災前の年、秋祭りで、2人の孫は、大勢の前で踊った。神社で踊った後、朝から晩まで、家をまわった。二人の舞を見た人は、拍手をし、「来年もやりな」と声をかけてくれた。2人とも、「来年もまたやるんだ」と言っていた。2人は、三匹獅子から、人に認められる喜びと自信をつけた。孫たちは、津島の優しい人たちの中で、たくましく成長していた。

おらたちは、避難所を転々とした。最後に、おらたちは、福島市の仮設に入った。孫のうちの長男と次男は、仮設から通える福島市の小学校へ転校した。

福島市の小学校に通い始めた孫の長男は、汚れた体操着を持ち帰るようになった。あまりに何回も続くので、理由を聞いた。同級生が、自分の体操着で床や机を雑巾がけすると。長男が、いじめられていることが分かった。

同じ小学校に通っていた孫の次男からも笑顔が消えた。「なんで人間は生きているんだ」「生きてたってしょうがない」と言うようになった。私は、その度に「死んだらダメだよ、死んだらうまい物も食べられなくなるよ」と言い聞かせていた。ご飯もあまり食べなくなり、ガリガリに痩せた。学校から仮設に帰るなり、トイレから何時間も出てこなくなった。次男もいじめられていたことが分かった。「こっちくるな」とばい菌扱いされていた。「誰も友だちになってくれなかった」と言っていた。

津島では、保育所から中学校まで、ずっとみんな一緒に、兄弟みたいなもの。学校に馴染めないとか、友だちができないという心配はなかった。

孫たちは、なにも悪くない。なんで、津島の友だちと離れ、慣れない学校に通い、ばい菌扱いされなければならないのか。

おらにとって、ふるさと津島は大切です。孫にも津島の思い出があります。孫たちは今でも、「津島にいた方がよかった」「津島の神社に行きたいな」と言っています。おらは、原状回復を求める裁判に参加して、その姿を孫たちに見せたいです。ふるさとに帰れるからがんばろう、と孫たちに伝えたいです。



原告 大柿 誠一さん

私は、高校を卒業した後、津島を出て、化学メーカーに就職しました。私は、23歳の時、大事故にあい、両眼の全視力を失い、人生が暗転しました。今までの仕事を続けることもできず、社会との接点もなく、この先どう生きていけばいいのか、暗澹たる精神状況でした。

しかし、生きていかなければならない以上、仕事を持たなければならぬと思い、鍼灸師を目指すことにしました。

そのとき、思い出されたのは、なつかしい故郷津島の風景と少年時代のことでした。私は、故郷の津島に戻り鍼灸師として新たな人生を歩むことを決意しました。視力がなくても、生まれ育った土地であれば、知り合いも多く、土地勘もあり、生活をしていけると思ったからです。そのため津島の実家にも近く、なおかつ患者も集まりやすい浪江町に鍼灸院兼自宅を建てることにしました。

最初は知り合いからの口コミで患者さんが来るようになり、鍼灸の効果が出てくると、患者さんが他の人にも紹介してくれるようになり、鍼灸院の仕事は、順調な滑り出しを見せ、相双地区を主力に、遠く川俣町、田村市、いわき市にまで患者層が広がりました。また、患者さんを通じてその土地のことなど色々なお話を聞くことができました。鍼灸師の仕事は私にとって生きがいとなり、仕事を持つことへの喜びにもつながりました。

今も、津島の自然の風景は脳裏に焼き付いています。山は青く、四季折々の草花が咲き誇っていました。

目下を流れる泉田の流れは清く、早瀬からよどみへ、そしてまた早瀬へと山ひだを蛇行し、多くの魚たちが生息していました。

山ツツジが淡い紅色の花をつけて、川辺の葎が15センチ位になる頃には、遙か太平洋から川を遡上して来るウナギをとるため、夜明けから夕方まで一日中、川に入っていることもありました。

残雪のなかでは、肌寒いなかでも、ヤマメの溪流釣りに夢中になりました。

私にもう一度人生の再出発を与えてくれた土地、この津島の自然は奪われてしまい、そして、生きがいと社会との接点をくれた仕事も奪われてしまいました。

原発事故により、避難を余儀なくされ、私は鍼灸院をやむなく廃業し、私と社会との接点であった患者さん達との繋がりがなくなり、私は自分の存在理由を失ったと思うようになりました。

「国やぶれて山河あり」という言葉がありますが、今の私達にはその山河もありません。帰りたけれど帰れない。このよるべなき精神の放浪が、若い者たちから年配者たちまでをも、いかに苦しめ続けていることでしょうか。

公正なる司法の裁定を待ちたいと思います。



【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

弁護団ウェブサイト：<http://www.tsushima-genben.com/>